



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 監査公表

- 監査公表第10号
- 監査公表第11号
- 監査公表第12号
- 監査公表第13号

監査公表

和歌山県監査公表第10号

平成17年9月15日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年3月17日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象事業会計名 和歌山県こころの医療センター事業会計

2 監査実施年月日 平成17年8月5日

3 監査の結果

医業収益の過年度未収金整理については、未収原因や納入状況に応じて、今年度、特別徴収を実施されているが、より計画的に訪問する等一層の組織的な取組が必要である。また、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

医業収益の過年度未収金については、未納者への電話や訪問による未収金整理を継続して行うとともに、平成17年11月21日から平成17年12月24日までの間、事務局職員全員及びケースワーカーが2人1組となって地域別に分担を決め、個別訪問をする特別徴収を行った。

また、今後の未収金発生を極力防止するため、入院手続き、医療費請求、未収状況の把握から段階的な未収金整理などについて、具体的な手順を明文化した未収金対策マニュアルを作成した。

1 監査対象事業会計名 和歌山県土地造成事業会計

2 監査実施年月日 平成17年8月5日

3 監査の結果

西浜地区及び桃山第2造成地において、2社に対して売却しているが、依然、未処分地在約668,000㎡残っている。完成土地の全てについて販売価格の再設定を行い、また、用途変更等についても検討され、販売に努力されているところであるが、今後とも関係諸機関との連携を密にし、より一層の努力をされたい。

なお、完成土地について、事業用借地権制度を活用し、土地の有効活用に努めているところであるが、今後とも売却までの有効活用についても努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

平成17年4月から平均12%分譲価格の引き下げに続き、貸借制度につきましても平成17年6月から保証金の値下げを行った。

平成17年12月末までに、西浜地区で、2件2,247㎡を売却。さらに、関係機関と連携した成果として、雑賀崎地区で、1件12,401㎡を売却しました。

今後とも一層、関係部局との連携を密にしながら、早期売却に努めていく。

和歌山県監査公表第11号

平成17年11月17日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年3月17日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関名 総務部

2 監査実施年月日 平成17年8月24日

3 監査の結果

県税収入の確保については、組織的な徴収対策に取り組まれた結果、平成16年度末の収入未済額(個人県民税を除く。)は前年度に比べ約1億6,646万円減少している。県税徴収対策本部を設置し対策の強化を図った結果であると思われるが、税負担の公平の確保を図るためにも引き続き努力されたい。

また、個人県民税については、前年度に比べ約177万円増加しているため、今後とも市町村と連携を深め収入の確保に努められたい。(税務課)

4 監査結果に基づき講じた措置

県税徴収対策本部の設置
平成15年度より引き続き、和歌山県県税徴収対策本部を設置し、徴収目標を掲げその達成に向け進行管理を徹底している。

特別徴収対策チームの設置
平成16年度より引き続き、本庁税務課に特別徴収対策チームを設置し、滞納金額が高額かつ徴収が著しく困難な事案の処理を行っている。

納税推進員の配置
平成16年度に引き続き、9月補正予算により納税推進員を配置し、自動車税を中心に滞納整理を行っている。

地方税法第48条に基づく個人県民税の直接徴収の実施
市町村が徴収する個人県民税について、市町村と調整し、一部の徴収困難な事案の徴収の引継ぎを受け、個人住民税もふくめ直接徴収を実施している。

県と市町村の税收確保に向けた共同事業の実施
共同によるスケールメリット、市町村の徴収対策の支援及び県民へのアナウンス効果を追求し、平成17年度より全振興局において、税の徴収に関する県と市町村の共同事業（具体的には共同公売、共同催告及び同一時期を設定しての合同滞納整理など）を実施している。

1 監査対象機関名 環境生活部

2 監査実施年月日 平成17年8月25日

3 監査の結果
橋本市内の産業廃棄物不適正処理及び広川町内の硫酸ピッチ不法投棄については、代執行を行い、関係者に対して費用の請求を行ったところであるが、平成16年度末における未収金は約11億2,190万円となっている。今後、未納者の状況把握と納入指導を十分行い、債権管理に努められたい。（廃棄物対策課）

4 監査結果に基づき講じた措置
橋本市内の不適正処理に係る費用については、求償の対象者は法人並びに当該法人の役員3名であるが、法人は倒産状態、役員1名は服役中、他2名については無資力なため現在少額での分納で対応している。今後は、分納が滞ることのないように指導するとともに、服役中の者が出所した後、分納額等について、再度交渉することとしている。

また、広川町内の不法投棄に係る費用については、求償の対象者3名は、ともに無資力であり、うち2名は所在不明である。現在残り1名に対して、納入指導を行っている。今後も引き続き指導を行っていくとともに、残り2名についても、所在確認並びに納入指導を行い、未収金の縮減に努めていく。

1 監査対象機関名 福祉保健部

2 監査実施年月日 平成17年8月26日

3 監査の結果

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成16年度末約2,877万円となっており、前年度と比べると約505万円の増加となっている。

平成13年度の未収金約1,770万円と比較すると約1,107万円の増加となっており、毎年増加傾向であるため、今後もより一層、各振興局健康福祉部と緊密な連携を行い、生活保護費の不正受給の未然防止に努めるとともに、徹底した償還指導を行うなど債権管理に努められたい。（福祉保健総務課）

イ 児童福祉施設負担金の未収金については、平成16年度末現在約1,433万円となり、前年度に比べ約131万円の増加となっている。

今後、新規の未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金については未納者の実態把握に努め、適切な指導を行うなど債権管理に努められたい。

なお、滞納整理の前提となる「督促状」については、財務規則に規定する様式を使用し滞納整理事務に遺漏のないよう留意されたい。（子育て推進課）

ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度より約51万円の減となり未償還金の回収に努力されているが、平成16年度末現在で約4,831万円の未償還金となっている。

今後も引き続き未償還金の回収並びに新規の未償還金の発生防止に努めるとともに、貸付時における償還指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未償還金については、電話・文書による督促、夜間・休日訪問及び未償還者の生活実態による分割償還指導や連帯保証人に督促を行うなど、未償還金の回収に努められたい。（子育て推進課）

エ 児童扶養手当返還金の未収金については、昨年度より約439万円減少し平成16年度末現在で約1,876万円となっている。

今後、母子福祉指導員（償還指導員）の積極的な活用など、組織的に取り組まれるとともに、市町村における窓口指導の強化を図り、児童扶養手当返還金の回収に努められたい。

また、未納発生後2～3年を経過して、対面指導を実施していない事案が見受けられるが、対面指導は債権管理を行う上で効果的な手段であるので、積極的に対処されたい。（子育て推進課）

オ 児童福祉施設負担金の平成16年度決算における収入未済額は、約2,302万円であり、前年度に比べ約284万円と大きく増加している。

今後、新規の未収金の発生防止を図るため、入所時

における納入指導の徹底をより一層図るとともに、戸別訪問等により滞納者の実態把握に努め、適切な指導を行うなど債権管理に努められたい。(障害福祉課)

カ 知的障害者福祉施設負担金については、収入未済額は、約299万円であり、前年度に比べ約1万円減少し、徴収については努力されているが、今後、新規未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導を図るとともに、戸別訪問等により滞納者の実態把握に努め、適切な指導を行うなど債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

キ 特別障害者手当等返還金については、新規の発生防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど厳格な債権管理に努められたい。(障害福祉課)

4 監査結果に基づき講じた措置

ア 生活保護費返還金の未収金については、各振興局と連携して、被保護者に収入申告義務を周知徹底することによりその発生自体を未然に防止するよう努めていく。

また、発生した未収金については、家庭訪問等による償還指導を行うほか、一括返還が困難な場合には分割納付による計画的返還の指導も行うなど、実情に応じた返還指導を行い、収入の確保に努めていく。

イ 児童福祉施設負担金の未収金については、未納者に対し文書等による催促を行うとともに、必要に応じ家庭訪問を行い、償還指導を行っている。今後とも引き続き未償還者の実態把握に努めるとともに、入所時における納入指導の徹底を図っていく。

また、財務規則に基づく「督促状」を整備した。

ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、未償還者に対し文書等による催促を行うとともに、必要に応じ家庭訪問を行い、償還指導を行っている。今後とも引き続き未償還者の実態把握に努めるとともに、未償還金の回収と発生防止に努めていく。

エ 児童扶養手当返還金の未収金については、未納者に対し文書等による催促を行うとともに、必要に応じ家庭訪問を行い、回収に取り組んでいく。また、今後とも引き続き市町村と連携し、未収金の回収と発生防止に努めていく。

オ 児童福祉施設負担金の未収金については、児童相談所において早期回収と新たな未収金を防ぐべく、納入指導等について組織的な取組を実施していく。

今年度においては、滞納者に対する電話や戸別訪問を実施し、平成17年12月末現在で、完納7件、分納開始5件、分納額の増加3件の結果を得ている。

また、納入者が所在不明のものについて戸籍等の調査を行っている。今後とも入所時の納入指導により未収金発生を未然に防ぐとともに、戸別訪問、納入指導

等を徹底していく。

カ 知的障害者福祉施設負担金については、滞納者は4件あったが、納入指導により完納1件(4万6,100円)の結果を得ている。

残り3件のうち、収入未済額の約8割をしめる滞納者の相続人について、平成17年12月に相続放棄が確定したことから、放棄された相続財産からの納入を、和歌山家庭裁判所田辺支部及び顧問弁護士と協議し手続を進めている。

その他2件の未納者については、電話や戸別訪問を実施し、納入の督促を実施しているが滞納者の資力がなく、計画的な返済ができない状況におかれているのが現状である。引き続き、滞納者に対する電話や戸別訪問を実施し、納入指導等を徹底していく。

なお、平成15年度から支援費制度が導入され、当該負担金は直接施設に支払われることとなったので、今後、新たな未収金が生じることはない。

キ 特別障害者手当返還金については、各振興局健康福祉部において、文書及び電話等による納入指導の徹底を行っているところであるが、今後においても、夜間・休日の戸別訪問をさらに強化し、返還金の早期回収を行えるよう努めていく。

また、認定者に、返還金発生事由が生じた場合の申出義務を徹底させるとともに、町村との連携を密にして、未収金を発生させることのないよう指導強化を図っていく。

1 監査対象機関名 商工労働部

2 監査実施年月日 平成17年8月25日

3 監査の結果

中小企業振興資金貸付金の未償還金については、競売や任意売却、大口の繰り上げ償還等、債権回収の努力により、前年度に比較して、約1億8,869万円の減少となったが、平成16年度末現在における収入未済額は約115億8,272万円と多額である。

今後とも、これら延滞債権のうち、現在分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握するとともに、分割納入額の増額交渉を強化し、早期回収に向け努力されたい。

また、すでに事業を廃止あるいは倒産、休業状態にある延滞先については、速やかに抵当権の実行や連帯保証人への徴求などを検討し、債権の早期回収を進めるなどなお一層、債権管理に努められたい。

(商工労働総務課)

4 監査結果に基づき講じた措置

現在分割納入中の延滞先については、経営状況の把握に努めるとともに、増額交渉をさらに進めた。また、廃業組合については、組合施設の法的処分は完了したため、

連帯保証人への徴求に取り組み早期回収に努めた。

- 1 監査対象機関名 農林水産部
- 2 監査実施年月日 平成17年8月24日
- 3 監査の結果

ア 農業改良資金貸付金の未償還金については、平成17年5月末で約1,109万円となり、前年度に比べ約102万円減少しているが、依然として多額の未償還金となっている。

今後、貸付金の保全の委託先である県信用農業協同組合連合会等と連携を図りながら償還指導に一層努められたい。(経営支援課)

イ 農林水産部の平成16年度一般会計の繰越額は約18億3,300万円で、最終予算額に対する繰越率は、5.8%となっており、経営支援課は約12億1,300万円で、繰越額全体の66.2% (前年度は44.4%) を占めている。

過年度から現在までの繰越縮減のための対応や今後の取組について検討されたい。(経営支援課)

ウ 沿岸漁業改善資金貸付金の未償還金については、平成16年度末で約1,879万円となり、前年度に比べ約943万円増加している。

今後、新規未償還金の発生防止や適切な償還指導に努め、未収金の早期解消を図られたい。

(水産振興課)

- 4 監査結果に基づき講じた措置

ア 貸付金の保全及び回収の委託先である和歌山県信用農業協同組合連合会とともに、借受者の経営状況や経営方針を確認した上で、関係農業協同組合とも連携しながら経営の改善を促し、債権回収に努めた。

イ 繰越額の縮減を図るため、市町村等の事業主体に対し、早期発注の指導や進捗状況のヒアリング並びに現地調査を実施し、工事工程の確認など計画的な事業進捗管理の実施等による年度内完了の指導に努めた。

ウ 延滞者や連帯保証人に対し、文書や電話による督促のほか関係漁業協同組合の協力を得て実施した個別面談により延滞者等の経営状況の把握及び償還指導を行い、新規の未償還金の発生防止と債権回収に努めた。

- 1 監査対象機関名 県土整備部
- 2 監査実施年月日 平成17年8月25日
- 3 監査の結果

ア 県土整備部の平成16年度の一般会計の繰越額は、約118億900万円で、最終予算額に対する繰越率は12.1%となっており、前年度に対し約18億9,100万円、1.8ポイントの減少となっている。

県土整備部としては、工事の早期発注に努めるとともに、進捗管理会議等において工事の工程管理などに取組まれ、その結果、県土整備部全体として繰越額及び繰越率は年々減少しており、改善に努力されてい

る。

所属毎の繰越率について見ると、一部関係課において、平成16年災害による復旧事業の実施などやむを得ない事情もあるが、15%を超える高い数値を示しているため引き続き繰越額の縮減に努力されたい。(県土整備総務課、事業進行課、道路建設課、管理整備課)

イ 工事請負契約不履行に伴う違約金は、年度末では、16件の約2,051万円が収入未済となっているため、今後も引き続き、未収金解消に努めるとともに不納欠損処分すべきものについては適切に処理し、個々の実状に応じた厳正な債権管理に努められたい。

(技術調査課)

ウ 県土整備部では、工事の施工に当たっては、日頃から早期発注について、指導されるとともに、工事事務管理システムによる詳細な工程及び進捗管理に取り組み、その結果、県土整備部全体として年々契約率は高くなっており、平成16年度上半期契約状況は目標率75%に対し、契約実績は71.7%で、前年度に比べ6.1ポイント上回っている。

所属毎にみると発注目標を大きく超える所属課も幾つかあるなかで、一部低い所属課も見られるため引き続き努力されたい。

(事業進行課、道路保全課)

エ 県土整備部で管理している平成15年度末の廃道敷地は37件であり、平成16年度で5件が処理されているので、平成16年度末における未処理件数は32件となっている。

廃道敷地については、今後、払い下げや現道復帰・資材置き場等有効利用計画などを検討しているところであるが、これらのほか早期処分できないものについては、地元市町村と調整を図ると共に、待避所、花壇等として計画的に道路区域に編入するなど、有効活用を図り適正管理に努められたい。

(道路保全課)

オ 県営住宅・特定公共賃貸住宅・駐車場を合わせた平成16年度末の収入未済額は、約2億4,500万円で、前年度に比べ約960万円増加している。

未納者に対しては、「家賃滞納者等に対する措置マニュアル」に基づき未収金の回収に努力されているところであるが、計画的に訪問する等より一層の組織的な取組が必要である。また、新規の未収金の発生防止を図るとともに、今後も引き続き、各地方振興局及び住宅供給公社(委託分)への指導を強化し、債権管理に努められたい。

なお、過誤納で戻出する場合は、未納分への充当後行われたい。(住宅環境課)

4 監査結果に基づき講じた措置

ア 繰越額の縮減については、工事の早期発注に努めるとともに、進行管理会議の実施など組織的な取組を行っている。平成17年度についても、発注計画事前取組として、早い段階から地元調整の状況等の把握に努め、計画の見直しを迅速に行うなど、繰越額の更なる縮減に努めていく。

イ 工事請負契約不履行に伴う違約金については、2件の257万9,300円について、平成17年度中に不納欠損処理を行った。今後も引き続き、未収金解消に努めるとともに、不納欠損処理すべきものについては処理を行っていく。

ウ 平成17年度においては、地元や関係機関との調整の遅れを解消するため、発注計画事前取組として必要な調整を行い早期発注に努めている。また、進行管理会議等において、事業の3サイクル化や具体的な箇所別課題の解決に取り組んだ結果、平成17年度上半期契約実績は74.3%と前年度に比べ2.6ポイント上昇した。

エ 廃道敷地の処分については、山間地に多いことや未登記問題、あるいは形状等の理由など難しい課題もあります。平成17年度においては、これまで2回振興局建設部と協議を行い、払下げ、市町村等への移管、現道への復帰など案件ごとの処理方針を決め、早期処理に努めていく。

オ 公営住宅の未収金については、住宅供給公社及び各振興局と連携し縮減に努めていく。夜間も含め計画的に訪問するなど、組織的な取組を強化し徴収実績の向上を図るとともに、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導や催促を行い未収金の増加を防ぐなど、なお一層の適正な債権管理に努めいく。

なお、過誤納で戻出する場合には、相手方に未納がないか確認を行い、未納がある場合は充当を行った後に行っていく。

1 監査対象機関名 教育委員会

2 監査実施年月日 平成17年8月24日

3 監査の結果

地域改善対策進学奨学金等の未収金については、平成16年度末で約4億1,260万円となり、前年度に比べ約5,900万円増加している。

このため未納者の現状把握に努めるとともに、償還指導を行い、未収金の減少に一層努力されたい。

(生涯学習課)

4 監査結果に基づき講じた措置

新たな未償還金が発生しないよう、償還に対する正しい理解や早期に返還を促すための文書を送付するとともに、個別訪問時に、滞納者の現状等を把握し、返還意識の高揚、計画的な償還ができるよう指導を強化したほか、関係

機関との連携を図りながら、未償還金の回収に努めている。

また、課内で会議を開き、今後の償還対策に向けての職員の意思統一を図るため、具体的方策や手法、償還指導の方向付け等の協議を行なっていく。

1 監査対象機関名 医科大学

2 監査実施年月日 平成17年8月25日

3 監査の結果

病院使用料等の未収金については、平成16年度末で約1億4,900万円となり、前年度に比べ約300万円増加となっている。

今後、新規未納者の発生防止に留意するとともに、未納者の実態を十分把握の上、組織一丸となって未収金の整理に努力されたい。

4 監査結果に基づき講じた措置

病院使用料等の未収金対策については、未収金発生防止のため、入院時に診療費等費用支払いの誓約書を徴する一方、医療福祉相談員を中心に事務と病棟との連携を図ることにより患者の経済状況等を把握し、できるだけ医療扶助や高額療養費委任払い制度等の適用を検討するようにしていく。

また、未収金滞納整理については、文書や電話で督促するとともに、高額で一括払いできない場合は、分納の相談に応じるなどして早期回収に努めていく。

なお、昨年度から未収金回収の専任担当者をおき、早期督促や督促回数を増やすなど、より一層細やかな督促を行うとともに、訪問による調査・徴収にも力を入れていく。

和歌山県監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成18年2月24日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年3月17日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 山 田 正 彦

和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 年 月 日
社団法人和歌山県私学振興基金協会	平成18年2月24日
財団法人和歌山県水上安全協会	"
財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター	"
和歌山県民生委員児童委員協議会	"
社団法人和歌山県バス協会	"
株式会社和歌山リサーチラボ	"
財団法人和歌山県教育互助会	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成18年2月27日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年3月17日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 山 田 正 彦

和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
社団法人わかやま森林と緑の公社	平成18年2月27日
財団法人和歌山県栽培漁業協会	"
財団法人和歌山県文化財センター	"
財団法人わかやま産業振興財団	"
和歌山市医師会看護専門学校	"
財団法人和歌山県スポーツ振興財団	"

2 監査の結果

(1)懸案・改善事項

社団法人わかやま森林と緑の公社

造林事業費の財源は、その大部分が農林漁業金融公庫及び県からの借入金であり、平成16年度末の借入金残高は、約141億円となっている。また、造林事業は伐期まで長期間にわたるため、今後も多額の借入金が必要となる。

こうした中、公社では平成15年に、平成12年の木材価格を前提として将来の収支見込みを行っており、それによると平成78年度の伐採最終年度には、約13億円の収益があるものとしている。しかしながら近年木材価格は下落しており、上記収支見込みに大きな影響があるものと思われる。

このため、適宜、収支見込みの見直しを行い、今後とも公社の経営の健全化に努められたい。

財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与資金の未収金については、平成16年度末現在で約2億9,700万円となり、前年度末に比べ約415万円減少しているが、なお多額の未収金が存在する。

今後、引き続き「未収貸与料債権管理規程」に基づき、未収金の回収等について積極的に取り組まれたい。

(2)上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。